

成年後見制度とは

■**成年後見制度**とは、認知症、知的障がい、精神障がいや発達障がいなどによって、ものごとを判断する能力が十分でない方（本人）について、本人の権利を守る援助者（後見人）を選び、本人を法的に支援する制度です。この制度には、「法定後見」と「任意後見」の2つの仕組みがあります。

・**法定後見制度**は、本人の判断する能力が不十分となった後、親族等が家庭裁判所へ申立てを行い、後見人を選んでもらう制度です。本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの類型が用意されています。後見人には、本人の生活、財産の管理に関する事務を行うにあたっては、本人の意思を尊重し、本人の心身の状態、生活の状況に配慮することが求められています。

・**任意後見制度**は、契約による制度です。本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備え、あらかじめ本人が選んだ人（任意後見人）に本人に代わってしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。この契約は、公証人が作成する公正証書によって結ぶものとされています。

盛岡広域成年後見センターとは

盛岡広域成年後見センターとは、認知症、知的障がい、精神障がいや発達障がいなどのため、成年後見制度の利用を必要としている方が適切に制度を利用できるよう啓発・相談や、親族・市民後見人の活動支援等を行う中核機関として、盛岡市、滝沢市、雫石町、岩手町、紫波町、矢巾町が共同で設置したセンターです。

特定非営利活動法人成年後見センターもりおかが、このセンターの運営業務を受託して推進しています。

ご利用案内

○ 啓発・相談活動 ○

・ 電話や事務所内での相談

時間／月曜日～金曜日 8時30分～17時30分

（休日：土・日曜日、祝日、年末年始）

成年後見制度の内容・利用方法や手続きなどについてわかりやすくお伝えします。

岩手教育会館内駐車場利用の方には、割引駐車券を用意しています。

・ 出前講座や相談

福祉施設や家族会等に出向いて、成年後見制度についてわかりやすくお話し、ご相談もお受けします。

・ 親族後見人や市民後見人の活動相談

親族や市民後見人の活動について、電話や事務所内で相談をお受けしています。

地図



📍 事務所までの最寄りのバス停

- ① 盛岡城跡公園バス停
- ② 菜園川徳前バス停
- ③ 映画館通バス停
- ④ 中央通一丁目バス停（岩銀本店前）

○ 活動内容のご案内 ○

盛岡広域 成年後見 センター



〒020-0022

盛岡市大通1丁目1番16号（岩手教育会館2階）

特定非営利活動法人成年後見センターもりおか内

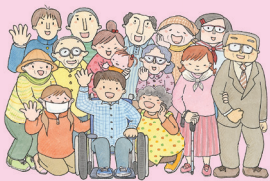
電話 019(626)6112

FAX 019(656)0612

ホームページ <https://koukennet.org>

成年後見センターもりおか

検索



認知症や知的な障がいなどがあっても、住みなれた地域で安心して暮らしていけるようでありたい。

そのような思いを支える成年後見制度が、本人にとって「利用しやすく、利用してよかった」と実感してもらえるよう地域の関係機関が連携・協力して、利用を促進し運用の改善を図ります。

◇3つの目標◇

1 問題・異変の早期発見

高齢者や障がい者の生活を見守る地域連携ネットワークをつくり、問題・異変の早期発見に努めます。その問題・異変の解決策として制度の利用を含め本人にふさわしい解決へとつながります。

2 身上保護の重視

本人の財産管理とともに、身上保護を重視し、本人が生活を楽しみ、心豊かな生活を送られるような支援について追求し、共有化を目指します。

3 意思決定支援の重視

本人を代理するような場合でも、できる限り本人の意思を尊重し、本人の意思が自らの生活に反映される意思決定支援を大切にします。

◇4つの活動◇

1 制度の普及・啓発のために

- ・市民向け講演会や出前講座等を開催するほか、パンフレットやホームページを活用し情報の発信を行います。
- また、関係する機関等向けにニュースレターを発行するほか、セミナー等を開催します。

2 制度の利用をお考えの方のために

- ・制度の内容や利用について、電話や事務所内で相談をお受けします。自宅、施設等を訪問して相談も行います。
- ・身近な窓口でも相談が受けられるように地域包括支援センターや相談支援事業所等と連携しながら相談業務を進めます。

3 制度の利用手続き、活動支援のために

- ・家庭裁判所に申立てする書類の記載や内容の確認等の相談・支援を行います。必要ときには、家庭裁判所へ同行します。
- ・本人の身上や事情に相応しい後見人候補者の推薦に資するため、受任者調整会議を設け、運営します。
- ・市民が担う後見人を養成・確保するため、市民後見人養成講座を開催するほか、市民後見人の活動を支援します。
- ・親族後見人の活動を支援します。
- ・関係機関との情報交換等を通じて、課題の把握に努めます。

4 見守り・発見・支援の充実のために

- ・地域の関係する機関をつなぐ仕組み「地域連携ネットワーク」づくりを進めます。そのネットワークを活かし、見守りや制度の利用が必要な本人の発見に努めます。
- 制度が「利用しやすく、利用してよかった」と実感してもらえるよう運用の改善に取り組みます。

盛岡広域地域連携ネットワーク連絡協議会

